

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第53期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社コメリ
【英訳名】	KOMERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 捧 雄一郎
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 板垣 隆義
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 板垣 隆義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第2四半期連結 累計期間	第53期 第2四半期連結 累計期間	第52期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高及び営業収入 (百万円)	162,244	164,255	319,245
経常利益 (百万円)	12,609	11,269	18,570
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,426	6,633	10,000
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	7,311	6,613	10,388
純資産額 (百万円)	123,221	131,167	125,432
総資産額 (百万円)	257,726	280,660	272,073
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	146.26	130.64	196.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	146.18	130.46	196.75
自己資本比率 (%)	47.8	46.7	46.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,007	15,177	17,511
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,997	8,189	17,913
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,595	1,241	544
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,388	8,773	3,027

回次	第52期 第2四半期連結 会計期間	第53期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	57.21	49.39

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高及び営業収入の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、連結子会社である㈱ムービータイムは、平成25年4月1日をもって連結子会社㈱ムービータイム(宮脇書店)を吸収合併しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、PWはパワー、HCはホームセンター、H&Gはハードアンドグリーンの略称であります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府による経済対策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や個人消費の一部に緩やかな回復基調が見られるものの、欧州や新興国における経済の減速懸念や円安による輸入品価格の上昇など国内景気の押し下げリスクもあり、景気の先行きは、依然として不透明な状況にあります。これに伴い、雇用・所得環境の改善も進捗度が遅く、個人消費の本格的回復には、時間を要するものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループの当第2四半期連結累計期間は、春先の全国的な天候不順や東北・北陸地方の梅雨明けの遅れ等から季節商材の販売が低迷いたしました。8月以降は、「金物・資材・建材」分野を中心に売上高は回復基調となりました。

新規出店につきましては、PWを1店舗（福岡県大牟田市）、HCを3店舗（石川県金沢市、茨城県桜川市、島根県江津市）、H&Gを3店舗（宮城県南三陸町、群馬県板倉町、静岡県牧之原市）、合計で7店舗を実施いたしました。これにより、当第2四半期末の店舗数は、PW26店舗、HC143店舗、H&G948店舗、アテナ16店舗、合計で1,133店舗となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は、1,642億55百万円（前年同期比101.2%）、営業利益は、116億38百万円（同91.8%）、経常利益は、112億69百万円（同89.4%）、四半期純利益は、66億33百万円（同89.3%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ホームセンター

(イ) 金物・資材・建材

「金物・資材・建材」分野の売上は、春先は前年に売上を伸ばした波板や補修用品等の反動減等により苦戦いたしました。工具、木材、住設機器等を中心に回復してまいりました。これにより売上高は、474億8百万円（前年同期比102.8%）となりました。

(ロ) 園芸・農業用品

「園芸・農業用品」分野の売上は、春先の低温や東北・北陸地方における梅雨明けの遅れの影響により、肥料・農薬を中心に伸び悩みました。これにより売上高は、448億26百万円（同100.8%）となりました。

(ハ) 家庭用品

「家庭用品」分野の売上は、布団や毛布等の寝具は好調に推移いたしました。化粧品や紙オムツ等のヘルスアンドビューティー用品が苦戦いたしました。これにより売上高は、384億12百万円（同99.7%）となりました。

(ニ) オフィス・レジャー用品

「オフィス・レジャー用品」分野の売上は、家具・収納用品の販売が低迷いたしました。キャンプ用品の販売が好調に推移いたしました。これにより売上高は、223億40百万円（同100.4%）となりました。

(ホ) 灯油他

「灯油他」分野の売上は、灯油の販売単価の上昇により前年を上回りました。これにより売上高は、85億35百万円（同103.8%）となりました。

以上の結果、ホームセンター全体としての売上高は、1,615億24百万円（同101.2%）となりました。

その他

燃料、書籍等の売上高は、前年同四半期を2.6%上回る27億30百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ57億46百万円増加し87億73百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、151億77百万円（前年同期比10.8%減）となりました。主に税金等調整前四半期純利益 110億52百万円、減価償却費 56億96百万円、仕入債務の増加額 21億25百万円等の資金の増加、及び法人税等の支払額 28億77百万円等の資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、81億89百万円（同2.4%増）となりました。主に有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、12億41百万円（同88.3%減）となりました。主に長期借入金の返済による支出が36億70百万円、リース債務の返済による支出が11億97百万円、配当金の支払額が9億13百万円あった一方、長期借入による収入が50億円あったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(イ) 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

(ロ) 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、独自の専門店業態であるH&G、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。当四半期連結会計期間の末日現在、PW26店舗、HC143店舗、H&G948店舗、アテナ16店舗を含めると合計で1,133店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- (イ) 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- (ロ) 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。
特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- (ハ) 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- (ニ) 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- (ホ) 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

上記 が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (ロ) 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会及び平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会において、実質的同一内容で継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(八) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(二) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	131,000,000
計	131,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	54,409,168	54,409,168	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	54,409,168	54,409,168	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月21日	
新株予約権の数(個)	192	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,200	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月11日 至 平成55年7月10日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	2,422
	資本組入額	1,211
新株予約権の行使の条件	(注1)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 1. 新株予約権1個の一部行使は認めない。

新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年7月11日以降においては、新株予約権を行使することができる。

当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

(イ) 会社に重大な損害を与えた場合。

(ロ) 相続開始時に、新株予約権者が後記に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

(ハ) 新株予約権者が書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人(ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る。)1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人(同上)に変更することができる。

新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	54,409,168	-	18,802	-	29,855

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社米利	新潟県三条市興野2丁目19番38号	13,734	25.2
捧 賢一	新潟県三条市	2,717	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,703	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,504	2.7
みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 みずほ銀行口 再信託受託 者 資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,500	2.7
株式会社第四銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071 番地1 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,325	2.4
有限会社ささげ	新潟県新潟市中央区鑑西1丁目7番5号	1,300	2.3
ノーザントラストカンパニー(エイ ブイエフシー)サブアカウントプリ ティシユクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,220	2.2
捧 欽二	新潟県新潟市中央区	1,152	2.1
ジュニバ - (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	889	1.6
計	-	27,048	49.7

(注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、それぞれ1,703千株、1,504千株、1,500千株であります。

2. 上記のほか、自己株式が3,625千株あります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,625,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,731,800	507,318	-
単元未満株式	普通株式 52,368	-	-
発行済株式総数	54,409,168	-	-
総株主の議決権	-	507,318	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6,300株(議決権の数63個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コメリ	新潟市南区清水 4501番地1	3,625,000	-	3,625,000	6.7
計	-	3,625,000	-	3,625,000	6.7

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,331	9,105
受取手形及び売掛金	8,344	7,462
商品及び製品	91,649	93,492
原材料及び貯蔵品	169	162
繰延税金資産	1,322	1,415
その他	8,781	8,491
貸倒引当金	70	159
流動資産合計	113,528	119,969
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	93,768	94,863
土地	27,859	28,414
リース資産(純額)	6,840	6,405
その他(純額)	6,772	7,714
有形固定資産合計	135,240	137,398
無形固定資産	6,638	6,869
投資その他の資産		
投資有価証券	473	446
繰延税金資産	5,829	5,782
敷金及び保証金	8,252	8,295
その他	2,142	1,921
貸倒引当金	31	25
投資その他の資産合計	16,665	16,422
固定資産合計	158,544	160,690
資産合計	272,073	280,660
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,132	46,258
短期借入金	37,720	37,260
1年内返済予定の長期借入金	6,863	6,165
リース債務	2,207	2,139
未払法人税等	2,987	4,562
賞与引当金	2,067	2,139
役員賞与引当金	59	30
店舗閉鎖損失引当金	17	17
ポイント引当金	443	435
災害損失引当金	34	34
その他	14,738	13,018
流動負債合計	111,270	112,061

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
固定負債		
長期借入金	17,367	19,394
リース債務	5,481	5,069
退職給付引当金	5,984	6,389
役員退職慰労引当金	1,023	961
資産除去債務	3,516	3,702
その他	1,995	1,912
固定負債合計	35,370	37,431
負債合計	146,641	149,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,802	18,802
資本剰余金	25,260	25,260
利益剰余金	89,660	95,378
自己株式	8,810	8,797
株主資本合計	124,912	130,643
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	68	67
繰延ヘッジ損益	335	317
その他の包括利益累計額合計	404	384
新株予約権	115	140
純資産合計	125,432	131,167
負債純資産合計	272,073	280,660

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	157,304	159,079
売上原価	105,425	106,740
売上総利益	51,878	52,338
営業収入	4,939	5,175
営業総利益	56,818	57,514
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	14,400	15,029
賞与引当金繰入額	2,209	2,139
役員賞与引当金繰入額	29	30
その他	27,493	28,677
販売費及び一般管理費合計	44,134	45,876
営業利益	12,683	11,638
営業外収益		
受取利息	21	17
受取補償金	-	57
為替差益	106	-
その他	139	98
営業外収益合計	267	174
営業外費用		
支払利息	308	275
為替差損	-	225
その他	33	42
営業外費用合計	341	543
経常利益	12,609	11,269
特別利益		
受取補償金	122	-
補助金収入	49	-
特別利益合計	172	-
特別損失		
減損損失	177	-
固定資産処分損	160	217
特別損失合計	337	217
税金等調整前四半期純利益	12,444	11,052
法人税、住民税及び事業税	5,078	4,438
法人税等調整額	61	20
法人税等合計	5,017	4,418
少数株主損益調整前四半期純利益	7,426	6,633
四半期純利益	7,426	6,633

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,426	6,633
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32	1
繰延ヘッジ損益	83	18
その他の包括利益合計	115	19
四半期包括利益	7,311	6,613
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,311	6,613
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,444	11,052
減価償却費	5,632	5,696
減損損失	177	-
賞与引当金の増減額(は減少)	173	72
退職給付引当金の増減額(は減少)	360	404
支払利息	308	275
有形固定資産処分損益(は益)	150	217
受取補償金	122	57
売上債権の増減額(は増加)	568	881
たな卸資産の増減額(は増加)	1,751	1,834
預け金の増減額(は増加)	77	674
前払費用の増減額(は増加)	627	690
未収入金の増減額(は増加)	25	101
仕入債務の増減額(は減少)	526	2,125
未払金の増減額(は減少)	580	1,151
未払消費税等の増減額(は減少)	771	96
その他	145	550
小計	22,790	18,221
利息及び配当金の受取額	27	4
利息の支払額	307	276
補償金の受取額	122	81
補助金の受取額	-	23
法人税等の支払額	5,625	2,877
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,007	15,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,780	7,556
無形固定資産の取得による支出	405	557
敷金及び保証金の純増減額(は増加)	806	43
その他	5	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,997	8,189
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	11,000	460
長期借入れによる収入	5,100	5,000
長期借入金の返済による支出	2,489	3,670
リース債務の返済による支出	1,292	1,197
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	914	913
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,595	1,241
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,585	5,746
現金及び現金同等物の期首残高	3,974	3,027
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,388	8,773

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 平成25年4月1日付で、連結子会社であった㈱ムービータイム(宮脇書店)は、連結子会社である㈱ムービータイムに吸収合併されたため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	2,667百万円	9,105百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	279	332
現金及び現金同等物	2,388	8,773

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	914	18	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	914	18	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	914	18	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	914	18	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、ホームセンターのみであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	146円26銭	130円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,426	6,633
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,426	6,633
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,778	50,781
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	146円18銭	130円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	27	66
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

平成25年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....914百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....18円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月2日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

株式会社コメリ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コメリの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。